

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月14日

【会社名】 SUMINOE株式会社
(旧会社名 住江織物株式会社)

【英訳名】 SUMINOE Co., Ltd.
(旧英訳名 Suminoe Textile Co., Ltd.)
(注) 2024年8月29日開催の第135回定時株主総会の決議により、
2024年12月2日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更
いたしました。

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永田鉄平

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南船場三丁目11番20号

【縦覧に供する場所】 SUMINOE株式会社 東京支店
(東京都品川区西五反田二丁目30番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長永田鉄平は、当社の第136期中（自2024年6月1日 至2024年11月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。